

2012年6月22日

横手市長

五十嵐 忠悦 様

放射能を拡散させない市民有志の会

世話人 小川 盛政

横手市十文字町上鍋倉字掻大道西17-2

TEL&FAX 0182-42-3853

震災廃棄物受け入れ（広域処理）に関する公開再質問状

私たちの会の公開質問状にたいしてご回答いただきまして、ありがとうございました。

さて、この度の回答を検討した結果、再質問させていただくことにしました。大変お手数おかけしますが、7月6日まで世話人宛に、必ず文書でお届けいただけますようよろしくお願ひ致します。疑問が生じた場合は、再度質問させていただきます。

この度の再質問は、回答書の1ページに関わる部分と、前回の公開質問状の1, 2, 3, 4の回答に関わる再質問の部分にわけてあります。ご検討いただき、ご回答いただきますようよろしくお願ひします。

回答書 一面（ページ1）に関して-

「・・・市では、岩手県野田村からの災害廃棄物受け入れを検討する際、これまでに公表されている各調査結果、現地視察の結果、岩手県と秋田県が締結している協定の条件等を総合的に考慮した上で、放射能に汚染されていないものと判断して、市のごみ処理施設で受け入れていく方針で取り組みを進めております。」とあります。

1. 最初に「受け入れ入れる際に総合的に考慮した」とされる「基本協定書」について質問します。

災害廃棄物の処理に関する「基本協定書」について

質問1 この協定書は性格上、及び地方自治の本旨から、『法的拘束性』を持つものではない。県から市町村への法的強制力をもたない。市町村は自ら法的義務を負うことはない。と解釈していますが、この解釈についてお答えください。